

電波利用料の見直しに関する 弊社意見について

2013年5月13日

株式会社ケイ・オプティコム

主な検討課題	弊社意見
1. 平成26～28年度に必要となる電波利用共益事務	
電波利用共益事務の内容、 歳出規模	<ul style="list-style-type: none">電波利用料の用途について一層の透明性を確保するとともに、歳出規模を必要最小限とするしくみの確立が必要と考えます。
2. 次期電波利用料額の見直しの考え方	
電波利用料の軽減措置の在り方	<ul style="list-style-type: none"><u>電波利用をとりまく次の環境変化を踏まえ、電波利用料の軽減措置の在り方については、あらためて議論を深めた上で、必要に応じて見直すことが望ましいと考えます。</u><ul style="list-style-type: none">国民一人一人が必要とする情報が多様化するとともに、その情報へアクセスする手段(携帯電話、テレビ、ラジオ、無線LAN等)も多様化している。昨今の大規模災害において、さまざまな無線通信システムが国民の生命、財産の保護に貢献しており、各無線通信システムの公共性の高まりと役割の重要性が再認識された。

主な検討課題

弊社意見

2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システムに対する料額設定の在り方

- 無線局免許の可否を踏まえ、電波利用料の料額設定（もしくは免除）すべきと考えます。

	料額設定の考え方	根拠ほか
免許局	<u>通信特性を考慮した料額設定が望ましい</u> と考えます。※	<ul style="list-style-type: none"> 周波数の占有により受益が保証されるため。 <p>※スマートメーターやM2Mシステムは、通信の頻度と時間が小さく、周波数を占有する時間が小さくなる可能性が考えられ、その場合は料額を安く設定することが望ましいと考えます。</p>
免許不要局	<u>免除すべき</u> と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> 周波数の共用が前提であり、受益が保証されるものではないため。

主な検討課題

弊社意見

3. その他

電気通信事業者の設置する 免許不要の無線LAN基地局に 対する電波利用料徴収の是非

- 次の理由から、免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料を免除すべきと考えます。
 - 基地局設置者の負担増加に伴い、従来に比べて新たな産業・ビジネスの創出等が減少し、利用者利益が損なわれる恐れがある。
 - 無線LANによる電波利用は、複数の無線局による電波(周波数)の共用が前提であり、受益が保証されているものではない。
 - 特定の免許不要局のみに対して電波利用料を徴収することとなれば、負担の公平性が損なわれる。
 - 無線LANの利用により得られる受益は事業者間で格差がある。
(携帯電話事業者は、無線LAN事業による収益に加え、モバイルトラヒックのオフロードにより設備投資が抑制できることから、公衆無線LAN設置事業者に比べて得られる受益が大きい。)

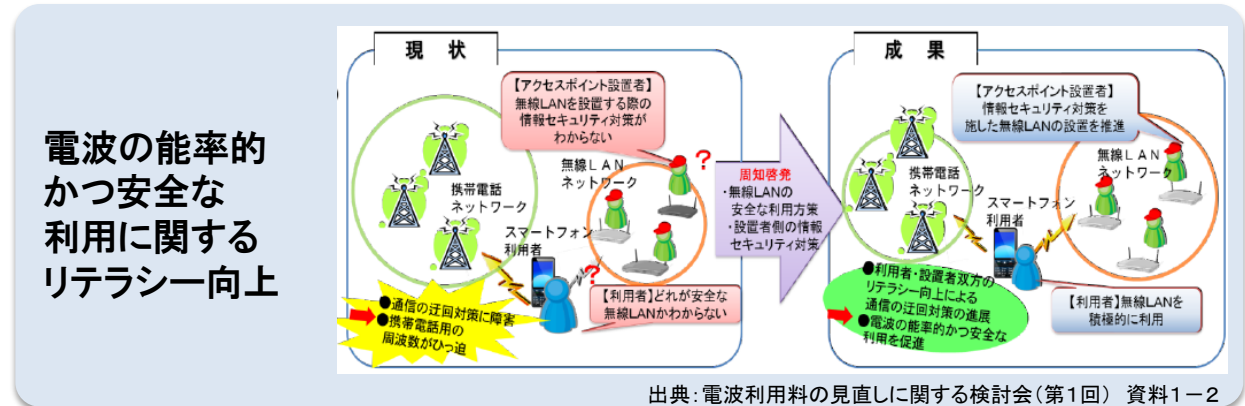
主な検討課題

弊社意見

3. その他

その他
(電波利用料を活用した
モバイルトラヒックのオフロード
推進について)

- 平成25年度の電波利用料の用途として、モバイルトラヒックのオフロード推進を目的とした「電波の能率的かつ安全な利用に関するリテラシー向上」(下図参照)が追加されたところです。



- 一方、モバイルトラヒックのオフロード促進によって生じる競争上の課題※が認識されているものの、解決に至っていないことから、オフロード促進に電波利用料を用いることは時期尚早であると考えます。

※モバイル事業者は設備投資(トラヒック負担)を軽減できるが、固定通信事業者等は相応の対価が得られない状況であってもオフロードトラヒックを負担し、設備投資せざるを得ないため、競争環境に歪みが生じる恐れがある。